

議 長 日程第5「議案第23号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第23号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成29年6月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されたことによる国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改められたことに伴い、所要の改正をしたいので、提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは説明させていただきます。2枚目をお開きください。松田町国民健康保険税条例の一部改正でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴うもので、改正の主な内容は、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改められたことによるものでございます。

それでは、一番最後についております参考資料、新旧対照表をお願いいたします。第23条でございますが、国民健康保険税の減額について、一定所得以下の世帯には軽減措置があり、そのことについて記載している条文となります。現行の欄の下線部分を改正いたしましたので、改正案をあわせてごらんください。ここにある法は地方税法でございます。一部読み上げさせていただきます。第23条第2号の地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万5,000円を加算した金額を超えない世帯にかかる納税義務者における26万5,000円を27万円と改め、同条第3号の48万円を49万円と改めます。

2枚目の改正本文にお戻りいただきまして、附則でございます。施行期日でございますが、1、この条例は公布の日から施行する。なお、適用区分につきましては、2、改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

議

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第23号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。